

(目的)

第1条 この条例は、神奈川県におけるふぐの適正な取扱い及び販売を確保することにより、ふぐによる中毒の発生を防止することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ふぐの処理 食用に供する目的で、ふぐの肝臓その他の健康を損なうおそれがある部位（第18条第1項第1号において「有毒部位」という。）を完全に除去し、又は塩蔵その他の処理をすることにより人の健康を損なわないようにすることをいう。
- (2) ふぐ加工製品 ふぐの処理がされたものを調理し、又は加工したものであつて、容器包装（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第5項に規定する容器包装をいう。第17条第2号において同じ。）に入れたものをいう。
- (3) ふぐ包丁師 第4条の規定により知事の免許を受けて、ふぐの取扱い（ふぐ（ふぐ加工製品を除く。以下同じ。）を食品（食品衛生法第4条第1項に規定する食品をいう。以下同じ。）として販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。以下同じ。）の用に供するために調理し、加工し、若しくは貯蔵し、又はふぐの処理をすることをいう。以下同じ。）に従事する者をいう。
- (4) ふぐ営業 業としてふぐの取扱い等（ふぐの取扱い又は食品としてふぐを販売する（不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合を含む。以下同じ。）ことをいう。以下同じ。）をすることをいう。ただし、営業者その他業としてふぐの取扱い等を行うことができる他の都道府県の知事若しくは地域保健法施行令（昭和23年政令第77号）第1条に規定する市若しくは特別区の長（以下この号及び第17条第1号において「他の都道府県知事等」という。）が認めた施設において当該ふぐの取扱い等を行うことができる他の都道府県知事等が認めた者（第12条において「営業者等」という。）、ふぐ包丁師その他ふぐの処理を行うことができる他の都道府県知事等が認めた者（以下「ふぐ包丁師等」という。）又はふぐ卸売業者（食品衛生法第52条第1項の規定による営業（食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第15号に規定する魚介類競り売り営業に限る。）の許可を受けて、ふぐの貯蔵又は販売をする者をいう。第12条において同じ。）に対して行う販売を除く。
- (5) 営業者 第8条の規定により知事の認証を受けて、ふぐ営業を行う者をいう。
- (6) ふぐ加工製品取扱者 第14条の規定により知事に届け出て、業としてふぐ加工製品の取扱い等（ふぐ加工製品（規則で定めるふぐ加工製品を除く。以下同じ。）を食品として販売し、又は販売の用に供するために調理し、加工し、若しくは貯蔵することをいう。以下同じ。）をする者をいう。

(業務及び名称の使用制限)

第3条 ふぐ包丁師以外の者は、ふぐの取扱いに従事してはならない。

2 ふぐ包丁師以外の者は、ふぐ包丁師又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

(免許)

第4条 ふぐ包丁師になろうとする者は、次の各号のいずれかに該当し、知事の免許を受けなければならない。

- (1) 知事が行う試験に合格した者であること。
- (2) 前号の試験と同等以上のものであるとして知事が認める他の都道府県の知事が行うふぐの取扱いに関する試験に合格し、免許を受けている者であること。

第5条 免許は、ふぐ包丁師名簿に登録することによつて行う。

2 知事は、免許を与えたときは、ふぐ包丁師免許証（以下「免許証」という。）を交付する。

3 免許証の記載事項に変更があつたとき、又は免許証を亡失し若しくは損傷したときは、記載事項

の変更又は損傷にあつては当該免許証を添えて、免許証の書換え又は再交付を受けなければならない。

(絶対的欠格事由)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、ふぐ包丁師の免許を与えない。

- (1) 両眼の視力を全く失つた者又は視力が不十分で眼鏡等を用いても補正のできない者
- (2) 成年被後見人
- (3) 第23条第1項の規定により免許の取消処分(同項第1号に該当することを理由とした免許の取消処分を除く。)を受けた後3年を経過しない者

(相対的欠格事由)

第6条の2 麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者に対しては、ふぐ包丁師の免許を与えないことがある。

(試験)

第7条 試験は、ふぐ包丁師として必要な知識及び技能について行う。

2 試験は、毎年1回以上行わなければならない。

(ふぐ営業の認証)

第8条 ふぐ営業をしようとする者は、営業の施設の所在地その他必要な事項を記載した申請書を提出し、知事の認証を受けなければならない。

第9条 認証は、ふぐ営業台帳に登録することによって行う。

2 知事は、認証を与えたときはふぐ営業認証書(以下「認証書」という。)を交付する。

3 認証書の記載事項に変更があつたとき、又は認証書を亡失し若しくは損傷したときは、記載事項の変更又は損傷にあつては当該認証書を添えて、認証書の書換え又は再交付を受けなければならない。

(専属のふぐ包丁師の配置)

第10条 営業者は、自らふぐ包丁師であつてふぐの取扱いに従事する場合のほか、専属のふぐ包丁師を置かなければならない。

(ふぐの取扱い等に係る禁止事項)

第11条 ふぐ包丁師は、第8条の規定により認証を受けた営業の施設(以下「認証施設」という。)以外の場所でふぐの取扱いに従事してはならない。

第12条 営業者及びふぐ包丁師は、ふぐを食品として販売し、又は販売の用に供するために調理し、加工し、若しくは陳列する場合は、ふぐの処理をし、清水で洗浄しなければならない。ただし、営業者等、ふぐ包丁師等又はふぐ卸売業者に対して行う販売については、この限りでない。

第13条 営業者又はふぐ包丁師は、認証書又は免許証を他人に貸与してはならない。

(ふぐ加工製品の取扱い等の届出)

第14条 業としてふぐ加工製品の取扱い等をしようとする者は、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、営業者が認証施設においてふぐ加工製品の取扱い等をする場合は、この限りでない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) ふぐ加工製品の取扱い等をしようとする施設の名称及び所在地
- (3) ふぐ加工製品の取扱い等のうち、行おうとするもの

(届出済書の交付)

第15条 知事は、前条の届出を受理したときは、ふぐ加工製品取扱等届出済書(以下「届出済書」という。)

を交付する。

(届出事項の変更届等)

第16条 第14条の規定による届出をした者は、届け出た事項に変更があつたときは、変更後7日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

2 届出済書の記載事項に変更があつたとき又は届出済書を亡失し、若しくは損傷したときは、記載事項の変更又は損傷にあつては当該届出済書を添えて、届出済書の書換え又は再交付を受けなければならない。

(ふぐ加工製品の取扱い等に係る禁止事項)

第17条 営業者及びふぐ加工製品取扱者は、次に掲げるものについて、ふぐ加工製品の取扱い等をしてはならない。ただし、ふぐ包丁師がふぐ加工製品を調理し、又は加工する場合は、この限りでない。

(1) ふぐ包丁師等が認証施設その他業としてふぐの取扱い等を行うことができると他の都道府県知事等が認めた施設(次条第4項において「認証施設等」という。)においてふぐ加工製品の原材料であるふぐを調理し、又は加工したものと認められないもの

(2) 容器包装(容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装)の見やすい箇所に規則で定める事項を表示していないもの

(遵守事項)

第18条 営業者及びふぐ包丁師は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 有毒部位は、鍵の掛かる完全な専用容器に收容し、食用又は飼料に使用されないように処分すること。

(2) ふぐの取扱いに用いた器具(食品衛生法第4条第4項に規定する器具をいう。)は、清水で完全に洗浄すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が衛生上必要と認める事項

2 営業者及びふぐ加工製品取扱者は、認証書又は届出済書を客の見やすい場所に掲示しなければならない。

3 ふぐ包丁師は、ふぐの取扱いをするときは、免許証を携帯していなければならない。

4 営業者及びふぐ加工製品取扱者は、規則で定めるところにより、ふぐ加工製品の取扱い等をしようとするものについて次に掲げる事項に関する記録を保存しなければならない。ただし、ふぐ包丁師が認証施設においてふぐ加工製品を調理し、又は加工する場合は、この限りでない。

(1) 当該ふぐ加工製品の原材料であるふぐが調理され、又は加工された認証施設等を経営する営業者等の氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 当該ふぐ加工製品の原材料であるふぐが調理され、又は加工された認証施設等の名称及び所在地

(3) ふぐ包丁師等が認証施設等において当該ふぐ加工製品の原材料であるふぐを調理し、又は加工したものである旨

(4) その他規則で定める事項

(免許証の返納)

第19条 ふぐ包丁師が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)による死亡又は失そう宣告の届出義務者は、直ちに知事にその旨を届け出て免許証を返納しなければならない。

2 ふぐ包丁師は、第22条の3又は第23条に基づく免許の取消処分を受けたときは、7日以内に知事に免許証を返納しなければならない。

3 第1項の免許証を返納することができないときは、同項の届出に際し、その理由を付さなければならない。

(ふぐ営業等の廃止)

第20条 営業者は、ふぐ営業を廃止したときは、廃止した日から7日以内に知事にその旨を届け出て認証書を返納しなければならない。

- 2 ふぐ加工製品取扱者は、その業を廃止したときは、廃止した日から7日以内に知事にその旨を届け出て届出済書を返納しなければならない。
- 3 前2項の認証書又は届出済書を返納することができないときは、当該届出に際し、その理由を付さなければならない。

(報告の徴収等)

- 第21条 知事は、公衆衛生上の見地から必要があると認めるときは営業者、ふぐ包丁師、ふぐ加工製品取扱者その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該職員をして認証施設、ふぐ加工製品の取扱い等をする施設その他の場所に立ち入らせ、ふぐの取扱い等若しくはふぐ加工製品の取扱い等の状況及び監督上必要な物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定によつて立入検査をする当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときはこれを提示しなければならない。

(手数料)

- 第22条 知事は、この条例に基づき、試験、免許、認証又は免許証若しくは認証書の書換え若しくは再交付を受けようとする者から、次に掲げる手数料を徴収する。
- (1) ふぐ包丁師試験手数料 1万5,400円
  - (2) ふぐ包丁師免許手数料 4,610円
  - (3) ふぐ包丁師免許証書換又は再交付手数料 2,710円
  - (4) ふぐ営業認証手数料 8,240円
  - (5) ふぐ営業認証書書換又は再交付手数料 2,700円

(営業者又はふぐ加工製品取扱者の地位の承継)

- 第22条の2 営業者又はふぐ加工製品取扱者について相続、合併又は分割(当該営業を承継させるものに限る。)があつたときは、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該営業を承継した法人は、営業者又はふぐ加工製品取扱者の地位を承継する。
- 2 前項の規定により営業者又はふぐ加工製品取扱者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。

(行政処分)

- 第22条の3 知事は、ふぐ包丁師が第6条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、第4条の免許を取り消すものとする。

第23条 知事は、営業者又はふぐ包丁師が次の各号のいずれかに該当するときは、食品衛生(食品衛生法第4条第6項に規定する食品衛生をいう。次項において同じ。)上の危害を防止し、若しくは除去するために必要な処置をとることを命じ、第4条の免許若しくは第8条の認証を取り消し、又は期間を定めて業務の停止を命ずることができる。

- (1) 麻薬、あへん、大麻又は覚醒剤の中毒者
  - (2) 試験、免許又は認証に関し、虚偽又は不正の行為があつたことが明らかとなつたとき。
  - (3) 第10条、第11条、第12条、第13条又は第17条の規定に違反したとき。
  - (4) 当該職員の指示を受けたにもかかわらず、なお、第18条の規定に違反したとき。
- 2 知事は、ふぐ加工製品取扱者が次の各号のいずれかに該当するときは、食品衛生上の危害を防止し、若しくは除去するために必要な措置をとることを命じ、又は期間を定めて業務の停止を命ずることができる。
    - (1) 第17条の規定に違反したとき。
    - (2) 当該職員の指示を受けたにもかかわらず、第18条第2項又は第4項の規定に違反したとき。

(罰則)

- 第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条、第10条、第11条、第12条又は第13条の規定に違反した者
- (2) 第8条の規定による知事の認証を受けずふぐ営業を行つた者
- (3) 前条の規定に基づく知事の処分に従わない者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第14条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第17条の規定に違反した者

3 第21条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、5万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第25条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

(適用除外)

第26条 第7条の規定により知事の行う試験その他知事が特に認めた場合については、第3条第1項、第11条及び第12条の規定は、適用しない。

(委任規定)

第27条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年8月1日から施行する。ただし、附則第6項から第9項までの規定は、同年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例（以下「新条例」という。）第17条及び第18条第4項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にふぐ加工製品の取扱い等を開始するふぐ加工製品について適用する。
- 3 施行日前に改正前の神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例（以下「旧条例」という。）第14条の規定によりされた届出は施行日において新条例第14条の規定によりされた届出と、この条例の施行の際現に旧条例第15条の規定により交付されているふぐ加工製品販売届出済書は新条例第15条の規定により交付されたふぐ加工製品取扱等届出済書とみなす。この場合において、新条例第14条第3号の規定の適用については、ふぐ加工製品を販売する旨を届け出たものとする。
- 4 旧条例第14条の規定による届出をした者であつて、施行日以後にふぐ加工製品の調理、加工又は貯蔵のいずれかを新たにしようとするものに係る新条例第16条の規定の適用については、同条第1項中「あつたときは、変更後7日以内に」とあるのは「あるときは、当該変更に係るふぐ加工製品の取扱い等をする前にあらかじめ、」と、同条第2項中「届出済書の記載事項に変更があつたとき又は届出済書を亡失し、若しくは損傷したときは、記載事項の変更又は損傷にあつては当該」とあるのは「前項の届出をする者は、」と、「書換え又は再交付」とあるのは「書換え」とする。
- 5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 6 施行日以後に業としてふぐ加工製品の取扱い等をしようとする者(旧条例第14条の規定による届出をした者を除く。)は、施行日前においても、新条例第14条の規定の例により、同条各号に掲げる事項を知事に届け出ることができる。
- 7 旧条例第14条の規定による届出をした者であつて、施行日以後にふぐ加工製品の調理、加工又は貯蔵をしようとするものは、施行日前においても、ふぐ加工製品販売届出済書を添えて、ふぐ加工製品の調理、加工又は貯蔵をする旨を知事に届け出ることができる。
- 8 知事は、附則第6項又は前項の規定による届出を受理したときは、ふぐ加工製品取扱等届出済書を交付する。この場合において、同項の規定による届出に係るふぐ加工製品取扱等届出済書は、施行日の前日までの間、旧条例第15条の規定により交付されたふぐ加工製品販売届出済書とみなす。
- 9 施行日前に附則第6項又は第7項の規定によりされた届出は施行日において新条例第14条又は附則第4項において読み替えて適用する新条例第16条第1項の規定によりされた届出と、この条例の施行の際現に前項の規定により交付されているふぐ加工製品取扱等届出済書は新条例第15条又は附則第4項において読み替えて適用する新条例第16条第2項の規定により交付され、又は書換えを受けたふぐ加工製品取扱等届出済書とみなす。